

事業名	情報通信格差是正事業			
事業内容 (目的・概要)	地域間の情報格差の是正に資するとともに、地域に密着した情報通信基盤の整備を推進することを目的とする。 <対象事業> 携帯電話等基地局施設整備事業（旧「移動通信用鉄塔施設整備事業」）			
事業主体	市町			
採択要件	<対象地域> 過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯において、携帯電話等の無線通信を利用することが困難な地域（既に特定の無線通信事業者による無線通信サービスが提供されている場合にあつて、その他の無線通信事業者による無線通信サービスが提供されていない地域を含む。） <対象施設> 無線通信に必要な鉄塔及び局舎等の施設及び設備			
補助率、融資額、その他の財源措置の内容	<負担割合> ※事業主体は市町 (1) 無線通信事業者が1社参画し事業を実施する場合 国 1/2、市町 1/2 ただし、離島地域を整備する場合にあつては5分の3に相当する額 (2) 無線通信事業者が複数社参画し事業を実施する場合 国 2/3、市町 1/3 ただし、離島地域を整備する場合にあつては4分の3に相当する額 <財政措置> 過疎地：過疎対策事業債、辺地：辺地対策事業債、その他：特別交付税等			
制度創設年度	平成3年度			
関係省庁名	総務省			
最近の実績	○ 平成21年度 8事業 ・携帯電話等基地局施設 庄原市 ○ 平成22年度 11事業 ・携帯電話等基地局施設 広島市(1)、庄原市(10) ○ 平成27年度 1事業 ・携帯電話等基地局施設 三次市 ○ 平成28年度 1事業 ・携帯電話等基地局施設 三次市 ○ 平成29年度 1事業 ・携帯電話等基地局施設 三次市 ○ 令和元年度 1事業 ・携帯電話等基地局施設 三次市			
問合せ先	総務局デジタル基盤整備課			
	Tel	082-513-2439	e-mail	soudgkiban@pref.hiroshima.lg.jp